

公立大学法人横浜市立大学附属病院における企業等職員の活動等管理要綱

制 定 令和6年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業から派遣された職員等が公立大学法人横浜市立大学附属病院（以下「病院」という。）において行う業務その他の活動について、必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 病院において次に掲げる行為を行う者は、病院長の許可（以下「活動許可」という。）を受けなければならない。ただし、当院からの要請に基づく業務その他の活動については、この限りではない。

- (1) 物品の説明及び販売
- (2) 医薬品、医療用消耗品及び医療機器の説明及び販売並びに情報の提供
- (3) 試供品及び治験研究の申込並びに治験研究に付随する行為等
- (4) 前項の規定に類するその他の営業行為

(許可申請等)

第3条 前条に定める活動許可を受けようとする者は、「附属病院業務活動許可登録申請書」を病院長に提出しなければならない。

- 2 病院長は前項に定める申請書を受理したときは、速やかに許可するか否かを決定し、許可する場合は活動許可個人証を交付するものとする。

(臨時許可証)

第4条 医師等病院に勤務する職員（以下「職員」という。）の要請により、必要時に第2条各項に定める行為を行うため来院した者は防災センターにおいて用件その他必要事項を企業職員業務活動名簿に記載し、活動許可を受けなければならない。

- 2 病院長は前項の許可をする場合は、臨時許可証を交付するものとする。
- 3 臨時許可証は原則1回限りとし、再度来院する可能性のある者は第3条に定める許可申請を行うこと。

(条件)

第5条 病院内において業務活動を行う企業職員は病院の運営方針を遵守し病院長の指示に従わなければならない。

(病院等施設への出入)

第6条 第3条に定める活動許可を受けた者が、病院に出入りするときは防災センターにおいて用件その他必要事項を企業職員業務活動名簿に記載し、承認を得なければならない。（医学部より出入りする者も病院内に立入る場合には、必ず防災センターにて手続きを行うこと）

- 2 病院に出入りする際、前項による者は活動許可個人証を、第4条によるものは臨時許可証を、着衣の外側見える位置に着用しなければならない。
- 3 活動許可を受けて病院へ来訪の際は公共交通機関を利用すること。患者サービスを優先する必要から、営業車等の車輛は敷地内有料駐車場の使用を禁止する。

(許可事項の変更・抹消)

第7条 第3条に定める活動許可を受けた者が登録事項を変更・抹消する場合、速やかに届け出なければならない。なお登録を抹消された者は、直ちに活動許可個人証を返却しなければならない。

(活動の制限)

第8条 活動許可を受けた者は訪問先の面会予約を必要とし、事前のアポイントのない活動は禁止する。また、院内の病棟、外来、検査室の他、エレベーターホール、廊下等への立ち入りは禁止とする。ただし、所属長が必要と認める場合はこの限りではない。

(違反者に対する措置)

第9条 病院長はこの要綱に定める事項を遵守しない者に対し、病院への出入りの拒否・許可若しくは承認の取消・行為の禁止・病院からの退去を命ずることができる。

(職員に対する指示等)

第10条 病院長は、この要綱に規定する事項又はこれを実施することについて、職員に必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は令和6年7月1日から施行する。